

3. 学校給食における食育と 栄養教諭配置の成果

○学校給食における食育と栄養教諭配置の成果

平成17年4月から栄養教諭制度が導入され、当初は4都道府県に34名であった栄養教諭の配置状況も、平成20年度には全ての都道府県に配置され、その数は約2,000名となっています。

また、平成17年6月に食育基本法が制定されるとともに、平成18年3月には、食育を推進するため、食育推進基本計画が策定され、全国の学校において積極的に食育の推進が図られています。

この状況の下で、栄養教諭を中核として学校における食育を推進していくために、次の手順で評価し、今後の改善につなげることが求められています。

- ① 自らが担当する学校や地域における、児童生徒の食に関する実態を調査等を通じて把握する。
- ② 実態を把握した上で、解決すべき課題、また、その解決手法について、校長をはじめとした全ての教職員の共通理解を図り、学校ぐるみで取り組む。
- ③ 取組によって、児童生徒等の状況がどのように改善しているか把握する。

このような中で、現状及びその成果をどのように把握するかが難しいとの声があります。児童生徒の健康や生活習慣の改善、食に関する判断力の形成、家庭における取組の促進、地域との連携など様々な観点について現状を把握し、その改善状況を検討する必要がありますが、そのような全ての状況を限られた調査で把握することは困難です。

「食に関する指導の手引」（平成19年3月）第7章（P197～P199）においては、評価指標として、教育課程への位置付けや校務分掌への位置付け等食育の推進体制の整備状況をはじめ、定量的なものからそうでないものまで12の成果指標及び取組指標が例示されています。また、成果は数値で示すことが大切ですが、数値によって示すことができない指標にも焦点をあてて、状況を適切に評価することが重要であることが示されています。

本実践事例集に記載した全ての事例において、栄養教諭が中核となって現状把握、教職員の共通理解及び具体的取組、成果の把握が行われています。それらの取組から、例えば下記のようなデータが、学校における食育の推進を図る有効な指標とすることができるものと考えられます。

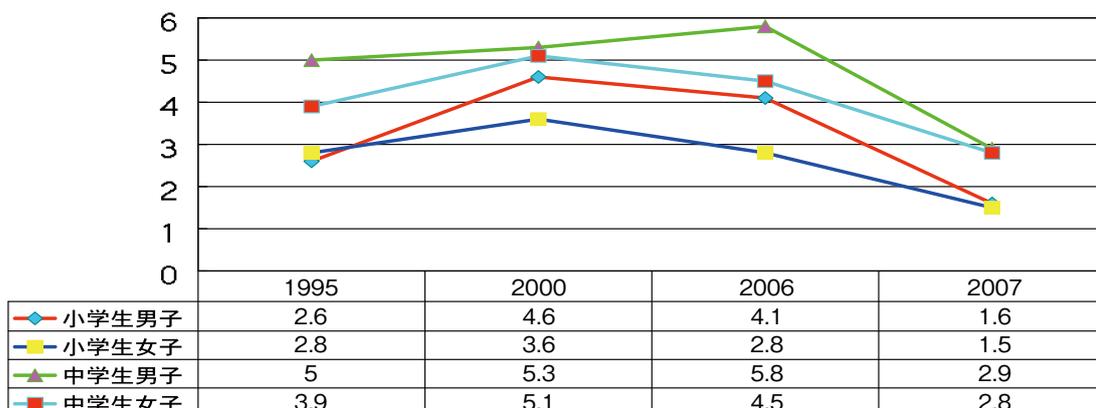
< 学校における食育の推進を図るための評価の指標 >

- 朝食欠食率の改善状況
- 学校給食残食率の改善状況
- 地場産物活用率の向上

① 朝食欠食率の改善状況について

朝食欠食は、単に朝食を食べないというだけでなく、その後の就寝、起床、睡眠時間も含めた生活習慣全体に影響を及ぼすものです。また、その改善のためには、児童生徒の食育に一義的な

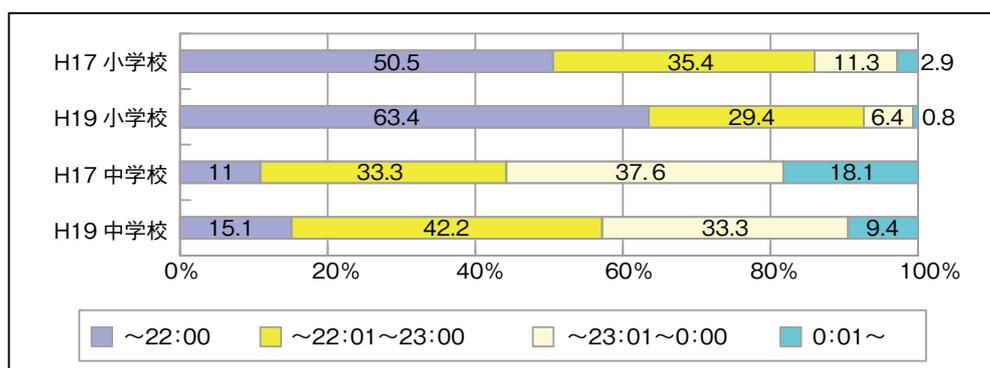
責任を持つ家庭との連携が欠かせない課題です。全国的には、(独)日本スポーツ振興センターの調査によると、平成19年度において、小学5年生の朝食欠食率が1.6%となるなど大幅な改善が見られ、これは食育の推進の一つの成果であると考えられます。



(図1) 児童生徒の朝食欠食率の推移

(独)日本スポーツ振興センター「平成19年度児童生徒の食生活等実態調査報告書」ほか

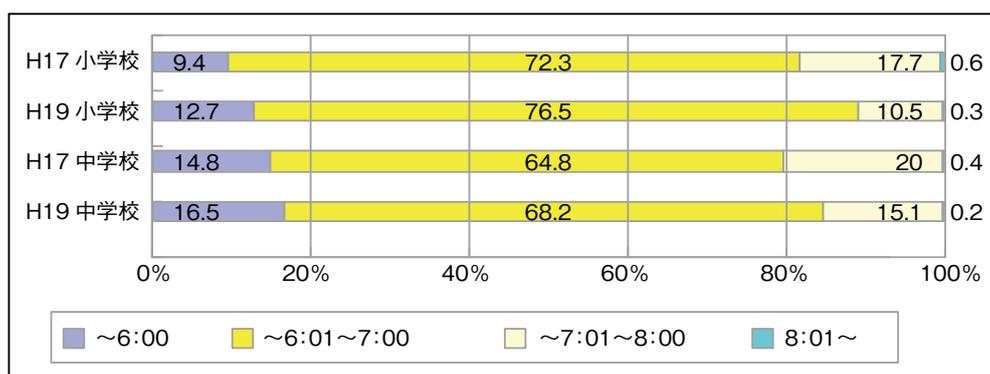
また、同調査によれば、22時以前に就寝した小学校5年生の割合が、平成17年度は50.5%であったものが、平成19年度の調査では63.4%になっています。また、中学校2年生においても、23時前に寝る生徒が平成17年は44.3%であったものが、平成19年には57.3%になっています。



(図2) 就寝時間の改善

(独)日本スポーツ振興センター「平成19年度児童生徒の食生活等実態調査報告書」ほか

さらに、起床時間についても、7時前に起床する小学校5年生は81.7%でしたが89.2%に、中学校2年生では79.6%が84.7%と、早寝・早起きの生活習慣の改善が図られてきていることがうかがえます。



(図3) 起床時間の改善

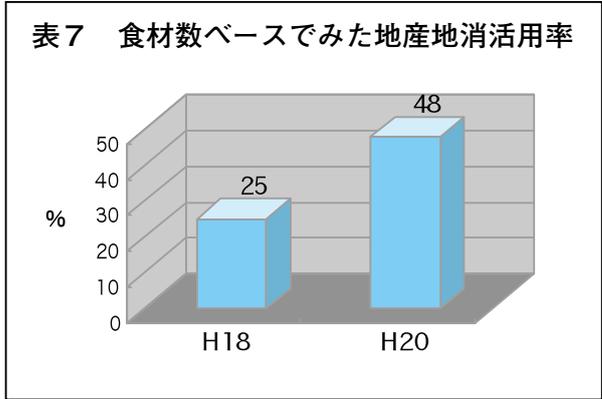
(独)日本スポーツ振興センター「平成19年度児童生徒の食生活等実態調査報告書」ほか

本事例集に取り上げた学校においても、同様の傾向が見られることから、朝食欠食率の改善状況を、食育の推進を図る一つの指標とすることができます。

なお、食育推進基本計画においても、朝食を欠食する国民の割合の減少を目標としており、平成12年度に4%となっていた小学校5年生のうち「ほとんど食べない」と回答した者の割合を、平成22年度までに0%とすることを目指すこととされています。

② 地場産物の活用率について

地域の自然、食文化、産業等についてより身近に実感をもって理解し、郷土に寄せる心を育むこと、また、生産や流通における身近な生産者等の努力を理解することにより、食べ物への感謝の気持ちをはぐくむなど、地場産物活用の教育的意義を考慮すると、地場産物の活用割合も、食育の推進成果を図る一つの指標とすることができます。本事例集に取り上げた学校においても、栄養教諭が農業関係者と連携を図って地場産物の活用を進め、児童生徒の食に関する理解を深めている例もみられます。なお、この指標についても、食育推進基本計画において、平成16年度に21%となっている学校給食への地場産物の活用率（食材ベース）を、平成22年度までに30%とすることを目指すこととされています。

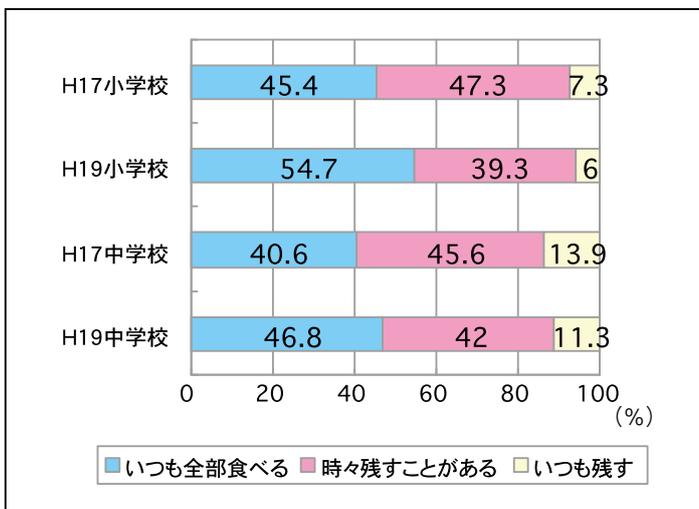


(図4) 地場産物の使用率の年次推移

(大田原市立若草中学校：表7)

③ 残食率の改善

学校給食においては、家庭の食事状況も勘案し、児童生徒の栄養バランスに配慮して策定された「学校給食摂取基準」を踏まえ献立が作成されています。栄養管理された給食であっても残食

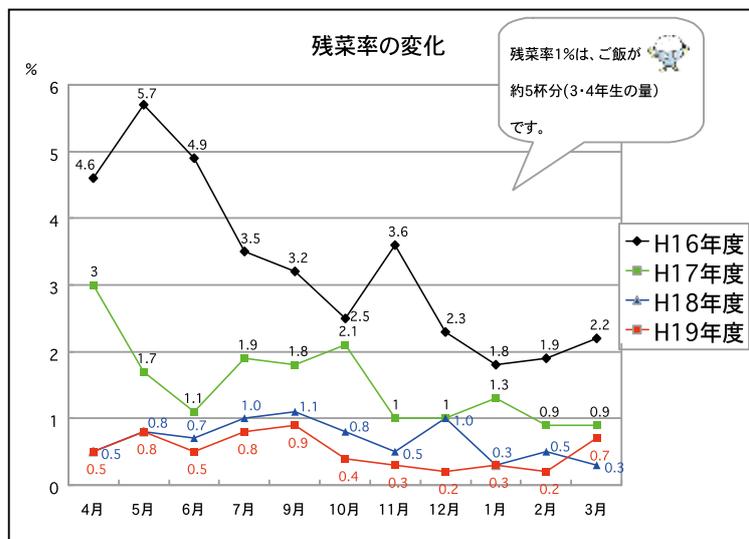


(図5) 学校給食を全部食べる児童生徒の年次比較

(独) 日本スポーツ振興センター「平成19年度 児童生徒の食生活等実態調査報告書」ほか

が多ければ、児童生徒の健全な発育を支えることはできませんが、図5のとおり、(独) スポーツ振興センターが実施した調査においては、学校給食を残さず「いつも全部食べる」児童生徒が増えています。特に栄養教諭が配置された学校においては、顕著な残食量の減少が見られています。図6は、平成17年4月に栄養教諭を配置した高知県南国市立御免野田小学校の残食率の変化ですが、年を追って大幅に減少しています。本事例集に取り上げた学校においても、献立の工夫はもとより栽培活動を通して児童生徒に命の大切さや生

産者への感謝の念を育む学習、栄養バランスや食の重要性の理解を深める指導を行い、残食の改善が図られた例が報告されております。このことから学校給食の残食率についても、食育推進の状況を図る一つの指標とすることができるものと考えられます。



(図6) 残食率の推移 (南国市立御免野田小学校)

その他、今回の事例の中では、家庭での野菜摂取状況、朝食の内容、児童生徒の肥満・痩身状況なども一定の指標として紹介されており、各学校においては、学校及び児童生徒の状況に応じて、これらの指標を活用して適切な状況の把握とその検証を進めていくことが求められます。